

明治初年越前大一揆 について (下)

—その経過と特質の解明を
中心に—

三 上 一 夫

五 大一揆の要求と攻撃対象

一揆側が掲げる主たる要求としては、前述の通り「三ヶ条の願書」が大野郡では三月七日に差出され、翌八日には「敦賀県天野少属」の名において一旦許容されたのであるが、それら要求の具体内容は、三月十一日の寺嶋権参事・村田参事より史官あて「管下大野郡土民騒擾御届」によると、

- ① 一、耶蘇宗拒絶之事
- ② 一、真宗説法再興之事

③ 一、学校ニ洋文ヲ廃スル事
の三ヶ条のほかに、関連諸条項として、

- ④ △ 朝廷耶蘇教ヲ好ム
- ⑤ △ 断髮洋服耶蘇ノ俗ナリ
- ⑥ △ 三条ノ教則ハ耶蘇ノ教ナリ
- ⑦ △ 学校ノ洋文ハ耶蘇ノ文ナリ
- ⑧ △ 地券ヲ厭棄シ諸簿冊灰燼トシ

三上 明治初年越前大一揆について (下)

⑨ △ 新曆ヲ奉セス
等があげられている。

しかもこれらと同じ内容の要求は、今立坂井両郡ともそれぞれ一揆蜂起の過程のなかで十三日農民代表により差出されたが、官憲の兵威を背景とした強硬な態度によりいずれも全面的に拒否されたのである。

ところでこれら計九つの条文のうち、宗教上の護法的なものは、①・②・④・⑥で、他の③・⑤・⑦・⑧・⑨はいずれも明治政府が強引に推進する新政策に対する反対抗議であることが判る。しかも①・④・⑤・⑥・⑦の五つの条文にはいずれも「耶蘇」の語を用いているが、前述の通りこの一揆の直接の発端に寺院側の大きな働きかけがみられる以上、かれらが護法的立場から民心を掌握する便法として「耶蘇」の語を機会あるごとに喧伝していたことも関連して、かかる要求条項のなかでは「耶蘇」の教儀そのものを問題とするのではなく、単に「反対すべきもの」とか「好ましくないからざるもの」という嫌悪意識の表現として用いたものとみるべきであろう。従って「耶蘇ノ教ナリ」とか「耶蘇ノ文ナリ」は

「好ましくなくて反対である」旨の異った表現とみて差支えない。

そこでこれら条文のうち、まず護法上の要求でとくに重要なのは、②の「説法」再興の件と、⑥の「三条ノ教則」を勧める教導職の設置反対である。「説法」については、すでに六年一月、足羽県庁より「近來僧侶私ニ平民之宅ヲ借受許可ヲ不受シテ猥ニ仏法談儀候者有之哉ニ相聞エ不都合之至ニ候、自今社寺ハ勿論平民之居宅ニ於テ多少ニ不拘男女招集メ私ニ説教致候儀堅ク令禁止候、僧民共心得違無之屹度御布達之御趣旨可相守候事」との厳しい禁止令が出た矢先でもあり、寺院や門徒にとつては甚だ耐え難いものがあると思考され、一方教導職の設置は、僧侶側からは廢合寺により「糊口ノ種子ヲ失ハシテ恐レ」る生活権の問題に大きな関心が集中し、また一般の門徒の間にも、信仰感情を害するばかりでなく、教部省による強引な教化政策に「朝旨遵守の強制」に少なからざる反発を醸したことは容易に推量し得るところである。

ところで護法上の問題とは全く無関係の③の「学校」⑤の「断髮・洋服」⑦の「洋

三上 明治初年越前大一揆について(下)

文⑧の「地券」⑨の「新曆」は、いずれも明治政権の新政策にかかるとのであるだけに、旧来の種々慣習的なものや諸制度を廃棄して一挙に新規なものに切替えんとするさいにおきた反動的な一揆——官員の諸報告では「何レモ開化ヲ忌諱スルヨリ出ル也」④とするなど、専ら頑民としての守旧性のみを強調するが——とする見解が一般に行われているが、このさいさらに突込んで検討すべきは、一揆鎮圧の段階で三月二十三日村田参事が区戸長から「七ヶ条の誓書」(後述)を徴していることで、これらの条文もすべて明治政権の新政策による点からみて、もともと一揆側はこの諸政策には真向から反対したことを裏書するわけである。しかも県当局||政府はこれらの反対要求を一切認めないばかりか、一揆蜂起の過程で一旦許容した「三ヶ条の願書」(前述)まで取消してしまつた。

そこでこれらの条文のなかでとくに注目すべきは、地券調書類の提出と石代の上納があげられるが、地券厭棄の表明は大野町の元足羽県支庁の焼打——そのため地券書類は一切焼失したが——にみられ、また県による石代上納の督促は、一方において農

民に対する苛酷な石代米価の決定が大きな不満の的となつていたことを物語るものである。

従つてこれら「地券」や「石代」の件は、いづれも農民に過重負担を強制する県当局||政府の政策に由来すると云わねばならぬ。

ところが一方に於て、一揆側の要求の真意が如何なるものかは、蜂起の段階で現実の行動に示された攻撃対象に視点を据えることにより愈々その明瞭さを加える。

大野・今立両郡における攻撃対象は表②・③の通りであるが、とくに注目すべきは一揆の鋒先が明治絶対主義政権の支配機構の末端組織である区長・戸長や教導職寺院であり、さらに明治政府||県当局に協力的立場をとる豪農・豪商——かれらはこの種統治機構により自己の権益が擁護されたため、他方いかなる協力をも惜しまなかつたといえるが——が徹底した打ちこわしの羽目に会つたのである。

また破壊の限りをつくされた商法会社にしても、もともと明治政府が勸商策の推進のため設立したものが、その運営面では旧大野藩時代の産物所の制度を踏襲してお

一揆の攻撃対象 (大野郡) 表(3)

郡	町・村	攻撃対象	職業	月日	打ちこわしの種類	備考
大野郡	大野町	元足羽県支庁		3. 6	放火	地券書類一切、元大野県士族卒給禄高明細帳など焼失
	〃	大坂屋七太郎	商	〃	〃	
	〃	内山良次郎	士族	〃	〃	
	木ノ本村	杉本弘	郡中総代	〃	〃	
	菖蒲池村	正津孫十郎	65区戸長	〃	〃	
	大野町	布川源兵衛	63区戸長	〃	破毀	
	〃	真宗教願寺	権訓導	〃	〃	
	〃	商法会社		〃	〃	
	〃	佐々木修	64区戸長	〃	〃	家屋は破壊しなかつたが什器は悉く破毀する
	〃	高札場及び御布告揭示所		〃	〃	

(注) 「6年3月11日・寺嶋権参事・村田参事より史官あて報告」(『奏上簿』所収)より作製。

り、官員が会社と緊密に結びつき、会社を経営する特権的大商人に多額の資金を貸したり、または商社札を発行させて、これを商業資金として諸種の物産を買占めさせたのである。

一方会社を通さない物産の移出を禁止するなど自由な商品流通をおさえ、生産者や一般商人に厳しい統制を加えたため、明治三年十一月の「松代一揆」にもみられる通り、とくに諸物産の直接生産者層から大きな不満を招く結果となっている。

また内山良次郎（良休・七郎右衛門）の居宅が破却・焼打されている。彼は幕末における大野藩の財政建直しのために、国産の領外販売による金銀正貨の獲得をめざし、大坂をはじめ各地に大野屋を開設して大いに利益をあげ、多年の宿債を一挙に返済するという実効をあげたのであるが、かかる地元の殖産興業に注目すべき足跡を残した彼が、徹底的な打ちこわしの対象となったのは、一方において諸物産の直接生産者の少なからざる犠牲のうえで藩財政の建直しを強行したことに對する宿怨が、相当根強くはびこっていたのを如実に物語るも

のと云えよう。

ただ問題は、『奏上簿』所収の「九日・石川雪大野ヨリ帰庁報告」のなかに、「愚民ノ動揺ノ機ニ乗ジ別ニ奸暴ノ徒私怨ヲ遂ルノ説アリ」とする密報を載せ、旧藩で内山七郎右衛門が登用されて藩政改革の実施に当り、元家老小林元右衛門、岡権六らが遂に黜貶せられ、「其怨鬱滯機会ヲ得テ宿恨ヲ散セン事」を欲し、土冠蜂起の時に乘じ、同謀の者と語らい種々無根の謀言を放ち「土冠ノ首魁ヲ縛セシメタルハ内山ノ教ヘシナリ」など云いふらして煽動したため、終に内山邸宅やその倉庫まで破却・放火されたとしている。

この点につき、確かに彼が藩政担当者の間から私怨を招くような側面のあったことは否定し得ないにしても、幕末から明治初年にかけての大野屋設置や産物所を基軸とする殖産興業が、地元生産者の利益をも一応容認したものであるならば、一、二名の謀言で徹底的な打ちこわしの憂目に会うとは到底考えられない。

また焼打を受けた豪商大坂屋七太郎は、もちろん特権商人としての特質を備えるものであるが、五年春大野町に小学校が開設

されるや、間もなく五百円を校費として寄附するなど、日頃県当局に政府の施策に對して極めて協力的な態度をとっていたのが、町民の反感をかったとみるべきであろう。

ところで攻撃対象のうち最も注目すべきは元足羽県支庁で、その保管にかかる地券書類一切と、「元大野県士族卒給祿高明細帳」などの重要帳簿類が悉く焼失したことがある。

地券（壬申地券）は云うまでもなく、明治五年（一八七三）二月の土地売買解放令にともない土地所有の権利証としての役割を果すもので、敦賀県権令藤井勉三の名を以て、六年四月二十二日「立錐鎖末ノ地ト雖モ人民所有確然タラシメ将来紛擾紊乱随テ争端ヲ開キ候ナドノ弊害無之タメ厚キ御趣意ヲ以テ斯ル大事業ヲ被為行候義ニ付心得違ノモノ無之様精々可致注意候」と通達している通り、その目的は、来るべき地租改正に備えて農民所持地の面積、貢租、売買地価などの実態を明らかにすることにあつた。

そこで大野郡下二四八ヶ村の分につき、

元足羽県支庁に分局を設置し、各村取調台帳、一筆限帳の作製を進めほとんど出来上ったところを一揆による放火で、これら書類、帳簿一切を焼失したのである。

そのため県では「地券渡方期限ノ義」につき、一揆が鎮定されるまでは再調も相違び難い旨の届書を、十一日租税頭陸奥宗光あて提出(寺嶋権参事・村田参事より「地券諸書類焼失ニ付期限遷延届」)、さらに三十日には、焼却に及んだ地券調書類を疾速補闕するよう各区戸副長へ申付けた旨、同じく陸奥宗光あて上申している。

なおこの大一揆において表明された地券厭棄の件は、その後地租改正の実施段階で当初から農民層の協力が満足に得られなかったことにも無関係ではあり得ず、さらには十一年以降坂井郡など七郡にわたる大規模な地租改正・反対運動へと高揚する事実に対しては、関連的把握の視角からも改めて十分検討の要がある。

一方大野町下の高札場や御布告揭示所までも破壊しているが、これまた県当局(政府からの相つぐ天下り的な布達や指令に対する不満や反対意志の表明に外ならず、こ

の大一揆の特質的な側面を端的に露呈したものと注目して注目に値する。

註

① 『騒擾録』(二四五頁)で、「三ヶ条の願書」の関連条項としてあげた△朝廷耶穌を好み △断髮洋服は耶穌の俗なり △三条の教憲は耶穌の教なり △洋文は耶穌の文なり △新曆は耶穌の曆なり △地券は耶穌の法なり のいづれもが、「耶穌」の語を用いている点からも、単に「反対すべきもの」という嫌悪意識の表現以外のなものでもないことが判る。

なお三月二十日の寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より司法卿江藤新平あて「越前国各郡暴挙ノ景況御届」では、前掲とほぼ同じ内容の諸要求に加え、△其他百般御新政ニ出ルモノ一モ彼ラノ意ニ適セズ をあげており、明治政府(県当局の新規政策に)ことごとく激しい反発を示すのである。

② 『撮要新聞』第十一号・附録(明治六年二月)

③ 『撮要新聞』第十一号(三月)

④ 三月七日「支庁庶務より本県庶務課あて報告」のなかで「其他地券学校等ノ事何レモ開化ヲ忌諱スルヨリ出ル也」と述べているが、「三ヶ条の願書」のなかの「学校ニ洋文ヲ廃スル事」や、関連諸条項のなかの

「学校ノ洋文ハ耶穌ノ文ナリ」とは、単に「洋文」反対というだけでなく、かかる翻訳調の教科書自体が実学主義を看板とした「学制」の本旨に合致しないことや、中貧農層にとつての教育費の過重負担など「学制」そのものが厳しく批判されているものと看做すべきであろう。

事実明治六年五月美作国北条県(岡山県)での徴兵令や「えた」解放に反対しておこった数万人に上る大一揆のさい、小学校十一校が焼却、二校が打ちこわされたことから、学制反対をも企図していたのは明白である。

⑤ 廃藩置県後、翌五年四月には庄屋・名主・年寄等の旧村役人を廃止して新たに町村に戸長・副戸長をおくことを決め、また同年十月には行政区画として大区・小区の制を設置(同年同月十日大蔵省布達第一四六号)したが、これは府県の下に数個の大区をおき、大区はさらに数小区を、小区は数町村を包含する中央集権的な地方行政組織なのである。

⑥ 木ノ本村の郡中総代杉本弘(義弘)は、酒造業をいとなむ豪商(田地二十一町五反、畑七町五反五畝(明治元年調)の豪農でもある)で、一揆による被害状況(焼失)につき、中山羽水高等学校長が高畑在学

中に、自家に残存した関係記録を筆写するとともに古老の言など丹念に記しているが豪商、豪農層が如何に大なる被害を受けたかが判るとともに、当時の酒造業者の大きかりな経営規模が推測される点で、きわめて貴重なものと思考される。

なお杉本家は中山校長の実家であり、前述の件は、同校長が作成した『杉本家系譜』(福井市木田新の自宅所蔵)に収録されている。

⑦ 大野屋は、内山七郎右衛門が、安政二年大坂北太郎町に開設したのを皮切りに、明治七年、福井佐佳枝町に開店するまで、県内外に計十二ヶ所設置した。取扱い物産は煙草からはじめたが、漸次拡張して糸布海産物などに及び、相当な利潤をあげ、そのため藩の多年の宿債をようやく償却することができ、財政建直しの実効をあげ得たのは大いに注目してよい。(『大野町史』第五集、昭32・三〇二―三頁)

⑧ 『撮要新聞』第三号(明治壬申九月)

⑨ 『敦賀県布令書』所収
三月・元足羽県権参事千本久信より井上大蔵大輔、租税頭陸奥宗光あて「地券書類焼失二付御届」

なお「元支庁附属諸道具井地券分局費用官金ノ内百八拾円余同様及焼失候」など被害状況の詳細を伝えている。

三上 明治初年越前大一揆について(下)

⑩ 三月三十日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より租税頭陸奥宗光あて「越前国大野郡地券書ノ出府上申」

⑪ 六年七月の地租改正条例と地租改正施行規則にもとづき越前の郡村取調規則が作製されたのは七年五月で、敦賀県が管内の改租に着手しはじめたのは八年九月であり、そのさい実測による量地調査はほとんどおこなわれず、もっぱら図上尺度を用いて点検し表面積を求めるといふ仕法をとつてい

六 大一揆に対する県側の措置

前述の通り十五日には一揆の群が一応退散したので、十六日福井支庁では、三郡の騒擾が終熄したと四百余人を捕縛した旨を在東京の藤井権令に報告、十七日には同権令より大蔵省に上申して、県下の一揆が「旁以近隣へ蔓延するも計り難く甚だ懸念」される故、同省の官員のうち一、二名を至急県地に差向け参事を補佐するよう要請した。

翌十八日は各郡鎮定の景況について正院、大蔵省及び史官あて報告、さらに二十日にも鎮圧の具体的経過を述べ、一揆は「尤も凶敵苛政ノ堪ベカラザルモノ有テ然ルニアラズ、故ニ貢租収納ノ義ニ至ッテモ聊モ障礙アルコトナシ」(二十日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より司法卿江藤新平あて「越前国各郡暴挙之景況御届」)と司法卿江藤新平あて上申している。

一方同日、名古屋鎮台兵第六大隊一番小隊が福井に到着(大野には二十二日着)、翌二十一日には午前八時、村田参事・斎藤少属・石田磊等邏卒を率いて福井を出発、午後五時大野に到着、同夜村田参事は戸長を集めて「今日隊兵諸士の手足を勞し此に至るものは將に其凶悪を艾除せんが為めなり」(『騒擾録』二四九頁)と悟し、一揆指導者の一斉逮捕の協力を求める一方「同晩六時より町入口不残カマリ火ヲタカセ、火消人足共へねつ(ず)之番、町内へ往来者人茂無用之事」とする厳しい檢挙態勢をとつたのである。

ついで二十二日は官員が邏卒を率い各地に突入して、それぞれ巨魁を捕縛し、続いて鎮台兵も繰込んだので、「村市肅然戰慄

三上 明治初年越前大一揆について(下)

逃遁スル処ヲシラス、右ハ全ク兵威ノ然ラシムル処ニ一人ノ抗スルモノナク」(二四日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より史官あて「越前国大野郡鎮撫之義御届」という有様となり、捕縛の者八十余名に及んだという。③)

そこで同日から長勝寺に新菟を敷いてこれら捕縛者を集め、本庁の聴訟方から出張した官員により徹底した訊問がはじまった。「其上極罪人者、同寺台所ニ而縄せめ、路クろせめ、其数拾五品与承り候事」と云われる通り、首魁者は様々な手厳しい方法で拷問にかけられたのである。

さらに翌二十三日には村田参事が区戸長を集め、「従来の僻見を脱し曾て施行する件々を始め総て公布の旨を遵奉し毫も背戻せず、且焼却破壊せし地券調書類速に補損して出すべき」(『騒擾録』二五〇頁)ことを諭し、計七ヶ条の誓書を徴した。

かくて一応平定に復したので、二十五日には鎮台兵は大野を引揚げ勝山に向けて出発、なお同日村田参事は区戸長を召集し、鎮台兵及び諸官引揚後の按撫取締方を命じ、かつ大野、勝山の屯所へ邏卒を増加して一揆再発に対する防止策に万全を期して

いる。④

ところで前述の七ヶ条の誓書の内容は次の通りである。

差上申す一札之事

- ① 一、旧曆を廃し新曆を奉ずべき事
- ② 一、旧時鐘の打数を改正すべき事
- ③ 一、毎戸番号標札兼て御定之通り相用ひ可申事
- ④ 一、説教は教部省御規則の通り可相心得事
- ⑤ 一、地券調書類来る何月何日までに差出可申事
- ⑥ 一、石代来る何月何日までに上納可仕事
- ⑦ 一、天野少属三ヶ条聞届の書面来る何月何日までに返納可仕事

これらの条文のうち、護法的な条項は④の「説教」に関する一ヶ条しかなく、その他の①・②・③・⑤・⑥はいずれも明治政府の新政策によるところから、一揆側がこれらの諸政策にかねがね反対したことを如実に示すものとみてよい。しかも結果的には一揆側の反対要求は一切破棄されてしまったわけで、また⑦の「三ヶ条聞届の書面

」については、前述の通りさきに八日の時点で天野少属が一揆側の猛勢にたじろぎ、これら三ヶ条の願書を許容することで、窮地に立った県側の事態を幸じて収拾したのであるが、一揆鎮定の段階でこれまた一切廃棄された恰好で、一揆側としては官員の急場しのぎの偽瞞策にかかり、結局のところ完全に裏切られたものと云わねばならぬ。

一方捕縛者の裁判により、受刑者もかなりの数に上ったもようであるが、例えば大野郡関係で明確なものは、表④の処刑六名(斬罪五、絞罪一)のほか、有期刑十八名(懲役十年・六、同七年・一、同三年・八、同二年・一、同一年・二)も出している。

これら受刑者のほとんどは一揆の指導者と目され、しかも大部分が専福寺や最勝寺など真宗寺院の檀徒であるが、他方かれらは農村では、中農ないし富農層II小ブルジョアに属しており、また大野町内では、前述の商法会社などに関与したような豪商II特権的商人とは基本的に対立する一般商賈と看做される点で、一揆の指導的役割を演じた階層面の特徴がうかがわれよう。

大野郡における一揆主謀者調 表(4)

氏名	年令	住所	職業	捕縛月日	罪状	判決
桶屋 治助	34	大野郡大野末吉町	商	3.22	放火3ヶ所 乱暴2ヶ所 初犯	雑犯律公解及ヒ民 舎ヲ焼ク者ノ火ノ 罪ニ依リノ斬罪ニ 主謀者ノ放火ノ 罪ニ依リノ焼クノ 罪ニ依リノ斬罪ニ
高橋多左衛門	39	大野郡木ノ本地頭方村	農	3.22	放火主謀1ヶ所 乱暴2ヶ所 初犯	雑犯律放火ノ 罪ニ依リノ焼 ノ罪ニ依リノ 斬罪ニ
金森 顕順	41	大野郡友兼村 真宗高田派福寺	僧	3.22	兇徒聚衆	徒党兇徒聚衆ノ 罪ニ依リノ斬 罪ニ
桑崎与八郎	49	大野郡木ノ本地頭方村	農	3.28	兇徒聚衆	賊盜律兇徒聚衆ノ 罪ニ依リノ絞 罪ニ
竹生五右衛門	28	大野郡上掘村	農	3.22	兇徒聚衆	賊盜律兇徒聚衆ノ 罪ニ依リノ斬 罪ニ
柵 専 乘	38	大野郡上掘村 真宗西本願寺末派 最勝寺	僧	4.1	兇徒聚衆	徒党造意ニ付 兇徒聚衆ノ 罪ニ依リノ斬 罪ニ

(注) 「敦賀県聴訟課調」(掛、敦賀県参事村田氏寿、敦賀県大属横地安信) 〔『奏上簿』所収〕より作製。

三上 明治初年越前大一揆について(下)

ところで主謀者の刑罰は意外に厳しく、しかも刑の決定と執行が甚だ性急で、捕縛日から半月足らずの四月四日に判決があり、死罪の分は即日処刑している。とくにこれら主謀者のうち最勝寺住職の柵専乗の如きは、捕縛日の四月一日から三日後には処刑されるという極端な性急さである。

このさい大蔵・司法兩省に上申した届書では、「絞以上ノ刑ニ於テハ素ヨリ御規則有之候得共、今般暴動ノ事件ハ僻地頑愚ノ出俗仏教浸淫ノ積弊ヨリ出テ殆ソド全国ニモ延蔓可致非常ノ情態ニ付、唱首罪魁ノ分ハ速ニ其罪ヲ鳴シ断然即決不致候テハ痛ク頑愚ノ民心ヲ懲シ深ク積弊ノ土俗ヲ戒ムルノ機会ヲ失シ制馭ノ道ヲ誤リ可申、且ツ姦宄出沒後日ノ患害モ亦測ラレサル儀ニ候得ハ、客月十四日大蔵省ヨリ臨機即決御指令ノ旨ヲ奉シ別紙罪案ノ通処刑仕候」と述べており、すでに大蔵省から指令されている「臨機即決」の方針に基づき、即決裁判の緊急措置で刑の執行をしたのである。

いわば「殆ソド全国ニモ延蔓可致非常ノ情態ニ付」という緊迫した当時の情勢として、当局側がかかる一揆の再発に如何におののいたかを卒直に物語るものといえる。

一方明治政権の末端機構である区戸長にとても、打ちこわしを受けた被害者ばかりでなく、県下一円にわたる大一揆の再燃におびえたのみえ、「近頃暴動に遭逢せざる他郡迄眼前非常の災害に恐懼し、退役辞職を表する者連綿として絶えず」という有様で、県当局はこのまま放置すると「到底区戸長を勤る者なきに至り可申」(四月・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より大蔵大輔井上馨あて「罹災人救助の儀に付伺」といいたく憂慮している。

その理由は歴然たるもので、かかる明治政権の末端支配層が動揺ないし分解することになると、これは直ちに絶対主義政権の統治支配組織に大きなヒビがはいるばかりでなく、その瓦解を招くおそれがあるためである。

そこで県では四月早々井上大蔵大輔あて罹災者に対する救恤金の貸与申請を行ったが、これに対して四月十日付で「書面伺之趣聞届候、適宜処分可致事」として表(5)の通り、総額三千百円を大野・今立兩郡下の計十三名に貸与して救恤をはかるよう指令している。

なお同じ一揆による被害者でも、区戸長

罹災者に対する救恤金貸与状況調 表(5)

郡	町・村	罹災者	区・戸長	貸与月日	救恤貸与金	備考
大野郡	大野町七間町	宍川源兵衛	権区長	7月26日	300円	1ヶ年15円づつ返納
	菖蒲池村	正津孫十郎	〃	〃	300円	〃
	城代村	佐々木修	区長	〃	100円	1ヶ年5円づつ返納
	木本村	杉本弘	〃	〃	300円	1ヶ年15円づつ返納
今立郡	粟田部村	木津郡平作	区長	7月16日	300円	〃
	岩本村	小林清	戸長	〃	300円	〃
	水落村	清水新右衛門	区長	〃	300円	〃
	小坂村	富田重右衛門	戸長	〃	200円	〃
	東庄境村	蒲五八郎	区長	〃	200円	〃
	粟田部村	飯田上祐	戸長	7月不詳	200円	〃
	〃	木津治平	〃	7月不詳	200円	〃
	野岡村	石川木戸平	副戸長	7月16日	200円	〃
	筋生田村	輔田次郎右衛門	〃	月日不詳	200円	1ヶ年10円づつ返納
				計	3100円	

(注) 「明治6年3月大野、今立、坂井3郡騒擾」(『騒擾録』所収)により作製。

三上 明治初年越前大一揆について(下)

以外の寺院や商賈などには貸与されず、これまた政府側の企図するところが明確にうかがわれる。

ところで県当局の一揆観としては、「免角旧見故態ヲ不脱、然而己ナラズ、当国ノ儀ハ宗門ノ弊淺鮮ナラズ、(中略)愚夫愚婦ニ至ル迄一ツノ雷同響心セザルモノ無ク」(三月十一日・寺嶋権参事より司法卿江藤新平あて報告)、全く頑迷固陋で「妄誕ノ浮言ヲ信ズ」るような民心の然らしむるところと判断し、「御維新以来百弊矯正之御偉業追々御施行相成候義未ダ全ク民心ヲ貫徹セズ」(三月二十日・寺嶋権参事・村田参事・藤井権令より司法卿江藤新平あて「越前国各郡暴挙之景況御届」ときめつけている。

しかも「彼等畜名トシ唱フル処ノモノ旧藩知事ヲ以テ政旧ニ復セバ洋風耶蘇法ノ新政ナシト妄言百端暴動ニ及ブ、是皆蠢々タル痴民ニシテ可憎亦可憫」(前掲「各郡暴挙之景況御届」として、従って一揆の要求は「何レモ封建復旧等ノ事ナリ」とし、また「地券学校等ノ事何レモ開化ヲ忌諱スルヨリ出ル也」(三月七日・支庁庶務より参事・権参事あて報告)という視点は、一

揆の守旧的・反動性だけを主張する論拠に立つものともみるべきである。

その点、一揆側の真の要求が、前述の通り三郡下における一揆の展開過程や攻撃対象からも明確な如く、あくまで明治絶対主義政権ノ官僚専制支配化に対する反対運動を指すものであるに拘らず、県側はこれら農民の切実な願意や要求に対して適確な認識や評価を欠いたものと云わねばならない。

従って県当局をして、「尤モ凶歎苛政ノ堪ベカラザルモノ有テ然ルニテラズ、故ニ貢租収納ノ義」(前掲「各郡暴挙之景況御届」)については少しも支障をきたさないとか、「秋毫モ県政ヲ怨ミ候ヨリ相起候而者無之候」(三月十六日夜発・寺嶋権参事より藤井権令あて届書)と平然と報告せしめ、格別の反省や悔悟の念をも示さないのである。

註

- ① 大蔵省六等出仕北代正臣外随行二員に出張指令が出ている。(『騒擾録』二四九頁)
- ② 前掲「暴動御請書扣」(『分離史料』七九六頁)
- ③ 前掲「暴動御請書扣」にも「二十一日午

前六時二八、上ノ庄村々々八九拾人計、兵隊御差向ニ相成、御召捕之人數者數不知候事」とあり、捕縛者は相当数に上ったとみてよい。

④ その後二十六日には村田参事、斎藤少属等大野を出発、翌二十七日福井支庁に到着、二十八日は大野郡の各村全ク鎮定の旨を正院及び大蔵・司法・陸軍の三省へ開稟、二十九日には諸郡鎮定により福井・丸岡の召募士族を解散、さらに三十一日、鯖江・武生の召募士族も解散した。

ついで四月四日には一揆の魁首六名を処刑せし旨を正院及び大蔵・司法両省へ上申、同日村田参事は福井を出発、翌五日本庁へ帰着した。なお大蔵省から現地の騒擾の景況を調査に派遣されていた官員たちも十一日には本庁を出発して帰京している。

(『騒擾録』二五〇—二頁)

⑥ 「頭順師殉難録」では、大野郡下の小山郷及び富田・坂谷郷・下庄等に受刑者が多数出ているけれども姓名、年限不分明につき之をばくとしている。(『分離史料』七七三頁)

また『大野郡誌』(上)でも、深井・敏掛・坂戸・平沢の諸村及び富田郷・坂谷郷にも受刑者が出ているが姓名、年限等不分明で省略すると記している。(二二二頁)

⑧ 『奏上簿』には「敦賀県聴訟課調」として、処刑者六名のそれぞれの詳細な口述書が記載されているが、はげしい拷問による自白などが考えられ必ずしも事実とは判断しにくいところが散見される。

なお「頭順師殉難録」が記載する六名のうち、閻磨治助は桶屋治助、葉師太右衛門は高橋多左衛門、穴田与八郎は桑崎与八郎、竹尾五右衛門は竹生五右衛門をそれぞれ指すことは云うまでもない。

⑦ 四月・寺嶋権参事より司法卿江藤新平・大蔵大輔井上馨あて「暴動首魁之者処刑御届」

七 おわりに

云うまでもなく明治五年から六年にかけては、廃藩置県後の明治絶対主義政權確立のための新法令が矢継ぎばやに発せられたことである。しかもこれら諸法令のうち、とくに重要な学制や徴兵制、さらには地租改正にせよ、その条文にみられる外見的な近代性にかかわらず、その実、旧封建的支配階級の利益擁護を重視したものとみられる向が強いだけに、民衆はかかる「新政」に対して必ずしも追従しないばかりか、敢然と一揆の強力手段に訴えて県当局政府

に対決するという事態にまで立ち至ることとなる。

しかも前述の通り、とくに明治六年には全国的にも農民一揆の著しい高揚がみられるわけで、小論の越前大一揆も、まさしくかかる緊迫した情勢のなかで、極めて重要な歴史的課題を担ったものと看做さねばならない。

この大一揆の指導者は、農村では中農ないし富農層が中心で、また都市では特権商人や豪商と鋭く対立する小ブルジョアの商業者で、これらに小農や貧農半プロレタリア、それに都市の細民が積極的に加わって三郡下で総勢三万数千人にも上る大々的な一揆にふくれ上ったのである。

そこでかかる一揆の発端やその展開過程において護法一揆の側面が著しく目立つ点は無視できないが、その要求事項や攻撃対象に視点を据えた場合、明治政權の支配機構の末端につながる区長・戸長豪農層はじめ特権商人や豪商——かれらは一方において領主的商品流通の担当者として農村の直接生産者とは鋭く対立する存在と目されるが——に打ちこわしが集中しており、さらに地券の焼却、高札場の破壊など明らか

三上 明治初年越前大一揆について(下)

に県当局Ⅱ政府の施策への反対要求として把握すべきものと考えられる。

ところで一揆の展開過程にみられる激しい高揚は、官憲側の心胆を寒からしめ、大野の場合はついに官員が一揆側の「三条の願意」に対して「聴納ノ証」を与えて、これら諸要求を全面的に容認するということで、窮地に陥った事態をようやく收拾したのである。

このように一揆の強勢におびえた県当局として、「兵威ヲ仮ラズンバ能為ス克ハザルナリ」と本格的な武力弾圧を以て臨む方針をかため、邏卒のほか旧藩士族の貫属を召集するとともに鎮台兵の出動まで要請する有様で、とくに今立・坂井両郡で一揆鎮圧の過程では、大砲を空発したり実弾を放って一揆の徒を殺傷するという強硬措置によりついにその大群を四散させたのである。

かくて統一戦線が崩れ俄かに守勢に転じた一揆側の動向を看破した県側は、愈々強力な鎮圧策を進めることとなり、以前に大野で認めた一揆側の諸要求まで全面的に却下してしまい、しかも官員がさき「此度

ノ沸騰ニ付テノ魁首タルモノハ敢テ捕縛処刑等ノ事ハ有之間敷ノ事ヲ誓イタル」^①にも拘らず、三月下旬に至り大野では鎮台兵の進駐下において一揆指導者の一斉検挙を強行し、しかもその後は即決裁判により処刑以下有期刑の断固たる措置をとり、なかには捕縛してから三日後には処刑執行という極端なほどの性急さをみせるのである。

しかしかかる手厳しい処断にも拘らず、一揆は相互に誘発しあい連鎖反応的に拡大する傾向が強^④く、その後、新政反対、地券とりやめ、徴兵反対、年貢・諸税の軽減、米価の引下げ、村吏不正反対、石代上納廃止要求など、訴える内容は様々であるが、近畿以西を中心に全国各地に統発する。このさい一揆にみられる共通点として、中央から地方にいたる支配機構を自己の敵対物として意識し、これに対する激しい闘争を行うようになったことは、廃藩置県後の新情勢に対応するものとして注目すべきである^⑤。

ところで、越前大一揆により明治政権の末端支配層の区戸長がいたく動揺をみせたことに対しては、県当局Ⅱ政府が救恤金の

貸与などの救済措置をとるとともに、絶対主義的支配機構の整備強化に乗出したことは、その後の布告や諸政策において明白である^⑥。

そのため同じ越前大一揆という呼称でも、福井藩において江戸時代後期の明和五年(一七六八)の場合は、組頭級の中農層の指導的役割を中心に、貧農層や細民の統一戦線による最高二万人を越える「全藩一揆」の高揚により、藩側はついに一揆側の広汎な要求のほぼ半ばを容認し、しかも一揆主謀者の処分すらほとんどできないという具合に、全く藩側の敗退に終わった恰好で、さらにその後は幕藩権力が体制的な動揺を愈々はげしくするの^⑦に比べ、著しい対照を示すことに注目したい。

そこで、明治政権が『政治的には、幕藩体制Ⅱ封建領主支配機構を廃止し、集権的統一国家の形態を実現せしめはしたが、封建的土地所有の規範を破砕することなく、旧来の封建権力と癒着しつ^⑧つ成長した地主、独占商人、特権企業者や金融業者あるいは「政商」財閥の経済的基礎には何ら手をふれなかった』という歴史的過程からみ

て、明治初年全国各地で頻発する農民一揆がめざす要求および目標は容易に察知し得るところであり、この越前大一揆も、かかる一連の史的展開過程のなかに妥当な位置づけが是非とも要請されねばならない。

とくにこの大一揆の展開過程で表明された地券・賦課の件は、同年七月の地租改正法公布を間近にひかえたものであり——その後全国各地で続発する地租改正反対運動の先駆的な役割の一端を果しているともみられるが——さらに八年以降の敦賀県での地租改正の着手のさいに農民層の不満、動揺を招いた事態とも関連的に把握する要がある。とみられ、さらに十一年以降の七郡下の大々的な地租改正反対運動においては、さきの越前大一揆で下からの抵抗のほげしさを経験した村落支配者^②豪農層として、自ら先頭に立って闘い終に減租要求の貫徹に成功するという農民側にとり全国的にも特筆すべき成果をあげているが、要はかかる惣百姓の形態としての運動にまで、農民層を結集せしめた歴史的過程を考えた場合、越前大一揆で示現された強烈な反対闘争——参加人数や反抗手段においてまさしく

大一揆の実相をみせたが、農民諸階層の統一路線へは拡大し得ず、あくまで世直し一揆の段階にとどまり、当局側の兵威を以てする弾圧により一旦鎮定されたのであるが——と関連的に把握する必要があるとも思考され、この一揆を単なる耶蘇教反対の宗教一揆の範疇に閉じ込め、しかも「失敗せる一揆」としての評価にとどめることは、この大一揆の担った歴史的課題を適確に見究めた所論でないことを改めて強調したいところである。

註

- ① 明治五年から六年にかけての新法令のうち目ぼしいものは、五年四月九日(註、カッコ内は太陽暦・五月十五日)庄屋・名主・年寄等を廢して戸長・副戸長を設置、七月四日(八月七日)大蔵省が全国一般に地券(壬申地券)交付を命じ、八月三日(九月五日)学制を制定、十一月九日(十二月九日)太陽暦の採用を布告、翌六年一月十日徴兵令の布告、二月二十四日キリスト教の解禁、三月七日紀元節の設定、さらに七月二十八日には地租改正条例の頒布をみている。
- ② 遠山茂樹「近代の展開」の序論(歴史学研究会・日本史研究会編『日本歴史講座』

第五卷、東大出版会刊・昭41)十三頁

③ 「石川雪大野ヨリ九日帰庁報告」(『奏上簿』所収)

④ 原口清「日本近代国家の形成」(『日本歴史叢書』岩波書店刊、昭43・3)一五一頁

⑤ 山田忠雄「幕末維新期の人民闘争」(歴史学協議会編『歴史評論』校倉書房刊、昭43・7月号)において、幕末維新期の一八六五〜七一年(慶応元年〜明治四年)を、直接的革命情勢が存在した時期として把握すべきものとする論稿を発表しているが、一方において明治五年以後政府が打ち出す新規政策についても、とくに農民一揆との対抗関係のなかに視点を据えて、それらの適切な歴史的評価を試みる必要性があるとみてよい。

⑥ 越前大一揆終えん後、政府の支配機構の整備強化に関連する主な法令は、六年五月二日太政官職制を改正し正院に内閣を設けて権限を集中させ、七月二八日地方官心得書を頒布、十一月十日内務省を設け、翌七年一月十五日東京に警視庁を置き、治安対策、警察機構の強化をはかっている。

⑦ 拙稿「百姓一揆の質的転換について」(上)・(下)——明和の越前大一揆の解明を中心に——(歴史教育研究会編『歴史

三上 明治初年越前大一揆について(下)

『教育』昭42・11号・12号所収、日本書院刊)および拙稿「明和の越前大一揆について——反封建闘争の解明を中心に——」(『若越郷土研究』十二の一、昭42・1、福井県郷土誌懇談会編)において、明和五年(一七六八)の越前大一揆のめざす要求内容や攻撃対象からみて、まさしく反封建闘争の形態をとり一揆史上質的に新段階を画するものであり、しかもそれへの藩権力の対応の仕方からみて、幕藩体制の封建構造がいよいよ解体期に入ったことを論述した。なお藩として、組頭層を中心とする一揆主謀者に対する処分すらほとんどできなかったに拘らず、藩役人で黜罰を受けたものは酒井外記はじめ十数名に及んでいる。

⑧ 高橋幸八郎「ジャコビニスムと日本の歴史学」(高橋幸八郎・古島敏雄編『近代化の経済的基礎』岩波書店刊、昭43・4)五五一頁

高橋教授は、明治維新の過程にはフランス革命の過程で特徴的に見られたような反封建的・反絶対主義運動あるいは反領主制的・反独占運動をブルジョワ革命の本来的歴史の課題として促進する「農民革命」なる範疇を設定し得ないことにより、明治維新が「古典的」なブルジョワ革命ではなかったことを教え、そしてこのことはその後

の日本の歴史過程そのもの(戦後改革の必然性)によって客観的に立証されたとしているが、明治維新の歴史的性格を明確に規定したものと考えられる。

⑨ 福井県での改租事業の進行過程のなかで、明治十一年(一八七八)六月以降激化した坂井郡はじめ七郡下の大規模な反対運動においては、さきの越前大一揆の世直し段階で対立した豪農と中貧農層とがしっかりと同盟し、豪農層指導のもとに全農民が一致して闘い、しかもそのはげしい闘争の過程で民権政社と結びつき、その指導のもとに闘って国会開設運動にまで発展するが、その結果県令の罷免や地租の減額までかちとるという極めて注目すべき成果をあげたのである。

⑩ 前述の地租改正反対運動において、豪農層をあらたな段階の指導者として広汎な全農民の運動にまで高揚させ、しかも打ちこわしなどの過激な手段をとらずに言論や請願などにより、粘り強いかつ強引な闘争を展開したことは、明治六年の越前大一揆による強力な反対闘争とも関連的に把握する必要があるとも考えられるが、その点さらに実証的な検討が要請されることは云うまでもない。

(追記)

拙稿において十分活用した新史料『暴動始終奏上簿』(敦賀県庶務課・戸籍掛)については、『日本庶民生活史料集成』(編集委員代表青木虹二(第二期全十巻)三一書房刊)のなかに、筆者が校訂(解題、補註を含む)のうえ、その全文を収録するので参照されたい。

(福井県教育委員会 指導主事)